

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独情）諮問第83号）

答申日：平成29年3月8日（平成28年度（独情）答申第89号）

事件名：特定日付けの教職員に対する自宅待機措置について当該特定日以降に作成等した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月25日付け岡大総総第147号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

原処分を全て取り消し、請求通りの文書を特定しその一切を開示せよ。原法人文書開示請求書にて開示趣旨を再確認して欲しい。

さて添付資料1、添付資料2のように本件事案類は岡山大学が公式に当該教員の実名と役職、所属を公表している。また多くの関連する公表済み情報とその組み合わせにより、当該教員と事案との関連は十分明確である。よって、原処分の「法人文書不開示決定通知書」の「不開示の理由」の記載は該当せず、不適正である。

添付資料3の「開示しない理由」の中で、「個人の機微情報を公にする」といいながらマスコミに様々な情報を提示している様は矛盾であり、大学運営の醜態が露呈されている（添付資料1参照）。

岡山大学特定幹部（学長ら）は「個人情報保護」を「隠れ蓑」にして密室で私的裁量に基づく大学運営を執行している。「個人情報保護」は正当な前提条件のもとに成立するのであり、本件ではこれらの成立さえ危ぶまれている。よって、学内、学外の良識者の判断のもと再度、文書の特定と開示を申し立てる。文書開示請求とその実施手続きは国立大学

の説明責任（義務）を構成し、社会的には「大学運営暴走への歯止め」である。諮問および答申を含め、関係者の良識に期待する次第である。（本答申では添付資料は省略）

## （2）意見書

私の異議申立書（平成28年1月28日付け）に対し、岡山大学は同法人作成の「理由説明書」の中で、私の請求につき見直しと検討した旨記している。しかるにその検討は、事実誤認を含みかつ法令の解釈に誤り基づいており有効適正とは認められない。つまり「異議申立人の主張に対する検討」において、「本学から公表した事実はない」と主張しているが、これは虚偽の可能性が高く、慎重に精査する必要がある。「本学から公表」と言った場合、公表の手段はネット上の「大学ホームページ記載」に限定されない。

また特定身分の個人情報も法令としても公表される慣行としても確定している。例えば大学学長の不祥事など公表により個人名が判明する。特定職なども同様。本件事案は岡山大学が種々の機会に多様な方法で当該教員情報と役職、所属を周知させている。特に特定職のような地位の教員は1名しかおらず、何らかの記載や広範囲への通知・説明が結果として事実上の公表になっていることがある。多くの関連する公表済み情報とその組み合わせにより、当該教員と事案との関連は十分明確である。言うまでもなく情報公開制度による開示文書の記載内容も公表の範疇に入るのである。よって、原処分「法人文書部分開示決定通知書」の「不開示の理由」の記載は該当せず、不適正である。このような脈絡と状況からみて、「理由説明書」の記述は真実でも事実でもなく、大学私物化と教員弾圧の口実に過ぎない（添付資料1，添付資料2参照）。

岡山大学特定幹部は「個人情報保護」を「隠れ蓑」にして密室で私的裁量に基づく大学運営を執行している。「個人情報保護」は正当な前提条件のもとに成立するのであり、本件ではこれらの成立さえ危ぶまれている。よって大学側の主張を単に「辻褃が合う」とか「否定しがたい」との基準で認容するのではなく、不自然さ、強引さに注意して、組織的な虚偽や不正の存在を念頭に、慎重に審査して欲しい。文書開示請求とその実施手続きは国立大学の説明責任（義務）を構成し、社会的には「大学運営暴走への歯止め」であると思料する。

（本答申では添付資料は省略）

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 諮問に至る経緯及び概要

（1）異議申立人は、国立大学法人岡山大学（以下、第3においては「本学」という。）に対し、平成27年12月22日付け「法人文書開示請求書」により、特定日A付け特定文書番号にて開示された文書「自宅待

機通知書の交付について（伺）」を元に以下の文書について開示請求を行った。

① 「自宅待機通知書の交付について」に係る特定日B以降に、入手ないし作成された一切の文書

② 自宅待機措置が平成27年12月22日時点で継続されている場合、通知からの特定期間になされた連絡、審議、手続き、調査、陳述、決定、措置、処分等に係る一切の文書

③ 自宅待機措置が平成27年12月22日時点で継続されていない場合、措置解除に係る一切の文書

(2) 本学では、本件開示請求に係る法人文書について、自宅待機措置に係る情報は、通常、他人に知られたくない情報であり、自宅待機措置を命じられたことはもとより、当該措置が継続されているかどうかも個人の機微情報にあたり、当該自宅待機措置に係るその後の状況は開示文書から推察できないことから、当該教職員に対する自宅待機措置が継続されているかどうかの情報は、法5条1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない不開示情報であると判断した。さらに、自宅待機に係る情報に公表慣行はなく、公にすることが予定されている情報でもない。

これらの状況を勘案すると、本件開示請求に対し、かかる文書の存否を答えることは、識別可能な特定の個人に対する自宅待機措置が継続されているかどうか等の個人の機微情報を公にすることになるため、法8条の規定により、当該法人文書の存否を明らかにせず、不開示決定を行った。

(3) 異議申立人は、平成28年1月28日付け異議申立書の「5. 異議申立ての理由」にあるとおり、不開示の決定は妥当性を欠くとして、存否応答拒否として不開示とした決定内容をすべて取消し、請求通りの文書を特定し、その一切の開示を求める旨の異議申立てを行った。

## 2 異議申立てに係る法人文書の名称

○ 特定日B付け「自宅待機通知書の交付について（伺）」により自宅待機となった特定教職員に係る自宅待機措置に関し、同日以降に作成・取得した一切の文書

○ 自宅待機措置が平成27年12月22日時点で継続されている場合、通知からの特定期間になされた連絡、審議、手続き、調査、陳述、決定、措置、処分等に係る一切の文書

○ 自宅待機措置が平成27年12月22日時点で継続されていない場合、措置解除に係る一切の文書

## 3 異議申立人の主張に対する検討

異議申立人は、特定日A付け特定文書番号の開示決定にて入手した文書及び特定報道をもとに、特定教職員の自宅待機措置に係る文書一切及び自

宅待機通知書交付後の自宅待機継続もしくは解除に係る文書一切を請求しているが、自宅待機措置が継続されているか否かの情報については、識別可能な特定の個人に対する自宅待機措置が継続されているかどうか等の個人の機微情報を公にすることになる。

以上の理由により、法8条の規定により、当該法人文書の存否を明らかにせず本請求を拒否することとした原処分は妥当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月21日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年1月16日 審議
- ⑤ 同年3月6日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の存否を答えることは、識別可能な特定の個人に対する自宅待機措置が継続されているかどうか等の個人の機微情報を公にすることになる旨説明する。
- (2) 本件開示請求書の記載を確認すると、「請求する法人文書の名称等」欄の記載は別紙に掲げるとおりであって、その中に自宅待機を命じられた教職員の氏名、具体的職名等といった個人の特定を可能とする記載は認められない。また、同請求書に添付された文書は、教職員に対する自宅待機通知書の交付に係る決裁文書であって、受信者の氏名は塗抹されており、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は特定日A特定文書番号による一部開示決定の開示実施（写しの交付）に際して塗抹したものであるとのことである。

そこで検討を行うと、本件は特定個人の氏名等を明示して行われた開示請求ではなく、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は、自宅待機通知書の交付が行われた事案において、「原議書作成以降」に作成又は取得された何らかの文書が存在するという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると認められる。そして、本件存否情報は、自宅待機を命じられた教職員の個人に関する情報ではあ

るが、特定の個人を識別することはできず、法5条1号本文前段の不開示情報には該当しない。また、本件存否情報は、上記事案に関する具体的な情報を含むものではなく、これを公にすることにより、個人が特定されるおそれや個人が特定されない状況にあってなお個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情はいずれも認め難く、同号本文後段の不開示情報にも該当しない。

したがって、本件存否情報は、法5条1号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

岡山大学からの法人文書開示請求の結果（特定文書番号；特定日 A 付け），岡山大学本部の文書として「件名：件名“自宅待機通知書の交付について（伺）”，決裁：特定日 B」の原議書が開示されている（添付文書 1）。添付文書 1 にあるようにこの原議書は受信者部分が隠蔽されているが，同一内容文書 2 枚より構成され，2 名の岡山大学教職員（以下教職員 A，教職員 B という）宛に自宅待機通知書が交付されたと思料される。

本件開示請求では，教職員 A（＝特定職名あるいは特定不能の教職員），教職員 B（＝A 以外の教職員）の自宅待機措置に係り，上記原議書作成以降に岡山大学で作成，入手された一切の文書の開示を請求する。

特記事項：自宅待機措置はその法的性格に十分留意すべきであり不当な行使は重大な人権侵害を構成する。すなわち；法的な性格：業務命令，根拠となるもの：業務命令権，就業規則，賃金請求権：有給（休業手当），対応期間：調査又は審議決定するまでの間；自宅待機期間中は，「自宅で待機する」という労務の提供を求めるため，原則として，賃金の支払義務が生じる。以上は一般の「労働関係法の規定と帰結」である。

■ さてもし教職員 A，教職員 B が現時点（2015・12・22）で自宅待機措置を継続されている場合は，既に特定期間を越す自宅待機命令であり，極めて特異かつ不自然である。よってこの特定期間を越す間に複数の連絡，審議，手続き，調査，陳述，決定，措置，処分等がなされたはずであり，本件開示請求ではそれらに係る一切の文書の開示を請求している。もし自宅待機措置が既に解除されている場合は，当然に解除への経緯に係る一切の文書が開示請求対象に含まれる。

■ 当然ながら，原議書や議事録，各種通知書類を遺漏しないで欲しい。本件の補正や課金に関し，特定者への巧妙な口実を設けた“差別や嫌がらせ”は違法である。“差別や嫌がらせ”は厳禁なので，容赦願う。

（本答申では添付文書は省略。また，「教職員 A」及び「教職員 B」は原文のままであり，当該部分に教職員の氏名等は記載されていない。）